

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

|  |          |    |
|--|----------|----|
| ○特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)                            | (第一条関係)  | 1  |
| ○実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)                         | (第二条関係)  | 19 |
| ○意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)                           | (第三条関係)  | 21 |
| ○商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)                           | (第四条関係)  | 27 |
| ○特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)                        | (第五条関係)  | 43 |
| ○実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)                      | (第六条関係)  | 47 |
| ○意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十五号)                        | (第六条関係)  | 48 |
| ○商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)                        | (第七条関係)  | 49 |
| ○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)        | (第八条関係)  | 51 |
| ○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)          | (第九条関係)  | 58 |
| ○工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号) | (第十条関係)  | 80 |
| ○弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)                         | (第十一条関係) | 82 |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十九条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条―第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二―第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二―第三十八条の十四）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十五―第三十八条の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 特許権の移転の特例（第四十条の二）</p> <p>第七章 裁定（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第八章 特許異議の申立て（第四十五条の二―第四十五条の六）</p> <p>第九章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条―第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条―第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条―第五十八条の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九条―第五十九条の三）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十八条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条―第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二―第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二―第三十八条の十四）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十五―第三十八条の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 特許権の移転の特例（第四十条の二）</p> <p>第七章 裁定（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第八章 特許異議の申立て（第四十五条の二―第四十五条の六）</p> <p>第九章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条―第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条―第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条―第五十八条の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九条―第五十九条の三）</p> |

第四款 鑑定（第六十条―第六十条の八）

第五款 書証（第六十一条―第六十一条の十一）

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）

第七款 証拠保全（第六十三条―第六十五条）

第十章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条―第六十九条の二）

第十一章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十七条

附則

（期間の延長の請求等の様式等）

第四条の二 特許出願及び拒絶査定不服審判の請求に關してする特許法第四条若しくは第五条第一項若しくは第三項の規定による期間の延長、同法第五条第二項の規定による期日の変更又は同法第八十条第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二によりしなければならない。

254 (略)

5 特許法第五条第三項の經濟産業省令で定める期間に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 特許庁長官が指定した期間（特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求に關する手續に關し特許庁長官が指定した期間を除く。）に係る延長

二 審査官が指定した期間（特許法第六十二条の規定による審査に關して同法第四十八条の七の規定により審査官が指定した期間並びに同法第六十七条の四及び同法第六十二条第

第四款 鑑定（第六十条―第六十条の八）

第五款 書証（第六十一条―第六十一条の十一）

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）

第七款 証拠保全（第六十三条―第六十五条）

第十章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条―第六十九条の二）

第十一章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十七条

附則

（期間の延長の請求等の様式等）

第四条の二 特許出願及び拒絶査定不服審判の請求に關してする特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長、同法第五条第二項の規定による期日の変更又は同法第八十条第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二によりなければならない。

254 (略)

(新設)

二項において準用する同法第五十条の規定により審査官が指定した期間を除く。)に係る延長

6 特許法第五条第三項の経済産業省令で定める期間は、特許庁長官又は審査官が手続をすべきものとして指定した期間の末日(当該期間の末日が同法第三条第二項の規定の適用を受けるときにあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該期間の末日)の翌日から二月とする。

(代理権の証明)

第四条の三 法定代理権、特許法第九条の規定による特別の授権又は次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。ただし、第二号において、特許法第三十四条第四項の規定による特許を受ける権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもつて証明することを要しない。

一〇十 (略)

十一 特許法第二百十条の五第一項の規定による最初の意見書の提出(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。)

十二〇十七 (略)

二〇四 (略)

(在外者の手続の特例)

第四条の四 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第一条第二号の経済産業省令で定める手続は、第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本又は第二十七条の十一第七

(新設)

(代理権の証明)

第四条の三 法定代理権、特許法第九条の規定による特別の授権又は次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。ただし、第二号において、特許法第三十四条第四項の規定による特許を受ける権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもつて証明することを要しない。

一〇十 (略)

十一 特許法第二百十条の五第一項の規定による意見書の提出(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。)

十二〇十七 (略)

二〇四 (略)

(新設)

項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出とする。

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の第二項（同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第八項、第三十八条の二第四項、第三十八条の六の二第五項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第三項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の第二項（同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略

を省略することができる。

2 他の事件（実用新案法、意匠法、商標法、特例法、産業競争力強化法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同法第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第八項、第三十八条の二第四項、第三十八条の六の二第五項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第三項に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

（手続補正書の様式等）

第十一条 手続の補正（第三項、次条第一項、特許法第八十四条の七第二項及び同法第八十四条の八第二項に規定するものを除く。）のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十

することができる。

2 他の事件（実用新案法、意匠法、商標法、特例法、産業競争力強化法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同法第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十一条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

（手続補正書の様式等）

第十一条 手続の補正（第三項、次条第一項、特許法第八十四条の七第二項及び同法第八十四条の八第二項に規定するものを除く。）のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十

一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十一の九まで、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなければならない。

2 5 (略)

(手続の却下の処分の記載事項)

第十一条の三 特許法第十八条、第十八条の二第一項、第三十八条の二第八項又は第八十四条の五第三項の規定による却下の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

一 五 (略)

(送達)

第十六条 (略)

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三十八条の二第八項、第三十三条第三項

一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十一の八まで、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなければならない。

2 5 (略)

(手続の却下の処分の記載事項)

第十一条の三 特許法第十八条、第十八条の二第一項又は第八十四条の五第三項の規定による却下の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

一 五 (略)

(送達)

第十六条 (略)

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三十三条第三項(同法第七十一条第三項



第二十五条の四 特許法第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語は、英語その他の外国語とする。

(翻訳文の様式等)

第二十五条の七 特許法第三十六条の二第二項、第四項又は第六項の翻訳文の提出は、様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書によらなければならない。

2・3 (略)

4 特許法第三十六条の二第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。

5 特許法第三十六条の二第六項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。

ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるとときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。

6 特許法第三十六条の二第六項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

7 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第三十六条の二第六項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 第六項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

第二十五条の四 特許法第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語は、英語とする。

(翻訳文の様式等)

第二十五条の七 特許法第三十六条の二第二項又は第四項の翻訳文の提出は、様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書によらなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

4 特許法第三十六条の二第四項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

5 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第三十六条の二第四項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)  
第二十七条の三の三 (略)

2と4 (略)

5 特許法第四十三条第七項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))の経済産業省令で定める期間は、同法第四十三条第六項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))の規定による通知の日から二月とする。

6 特許法第四十三条第八項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。))に規定する書類を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出することができなかつた場合 当該書類を入手した日から一月(在外者にあつては、二月)とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 特許法第四十三条第二項に規定する書類又は同条第五項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)  
第二十七条の三の三 (略)

2と4 (略)

(新設)

(新設)

及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十三條第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。

第二十七條の四の二 特許法第四十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める期間は、同号に規定する正当な理由がないものとした場合における同項の規定により優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月とする。

2 (略)

3 特許法第四十一條第四項及び第四十三條第一項(同法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)の經濟産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に<sup>一・二</sup>、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

三 特許法第四十一條第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。)(を<sup>一</sup>する場合 当該正当な理由がないものとした場合における当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月

四 特許法第四十三條の二第一項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定による優先権の主張をする場合 当該優先権の主張に係るパリ條約第四條C(1)に

第二十七條の四の二 特許法第四十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める期間は、<sup>先</sup>の出願の日から一年二月とする。

2 (略)

3 特許法第四十一條第四項及び第四十三條第一項(同法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)の經濟産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に<sup>一・二</sup>、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

三 特許法第四十一條第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。)(を<sup>一</sup>する場合 当該優先権の主張の基礎とした<sup>先</sup>の出願の日から一年二月

四 特許法第四十三條の二第一項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定による優先権の主張をする場合 当該優先権の主張の基礎とした出願の日から一

規定する優先期間の経過後二月

4 5 7 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列（以下この条において「配列」という。）を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書（特許法第三十六条の二第八項の規定により明細書とみなされる外国語書面（特許請求の範囲及び図面を除く。）の翻訳文を含む。以下この条において同じ。）に記載しなければならない。

2 5 6 (略)

(手続補完書の提出期間)

第二十七条の七 特許法第三十八条の二第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第二項の規定による通知の日から二月とする。

(手続補完書の様式)

第二十七条の八 特許法第三十八条の二第四項の手続補完書は、様式第三十七により作成しなければならない。

(手続の補完が認められない場合)

第二十七条の九 特許法第三十八条の二第九項の経済産業省令で定める場合は、同条第二項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続の特許出願として提出された書類が特許庁に到達し

年二月

4 5 7 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列（以下この条において「配列」という。）を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書（特許法第三十六条の二第六項の規定により明細書とみなされる外国語書面（特許請求の範囲及び図面を除く。）の翻訳文を含む。以下この条において同じ。）に記載しなければならない。

2 5 6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

た日から二月を経過した後に執つた場合とする。

（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手續等）

第二十七条の十 特許法第三十八条の三第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 先の特許出願をした国又は国際機関の名称

二 先の特許出願の出願日

三 先の特許出願の出願番号

2 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び前項に掲げる事項を記載して同条第二項に規定する書面の提出を省略することができる。

3 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日から四月とする。

4 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める書類は、先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本（以下この条において「先の特許出願の認証謄本」という。）及び先の特許出願の認証謄本が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語による翻訳文とする。

5 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認証謄本若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三

（新設）

- 項において準用する場合を含む。)に規定する書面を特許庁長官に既に提出済みである場合(第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。)又は先の特許出願が日本国においてしたものである場合にあつては、前項の規定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本の提出を省略することができる。
- 6| 特許法第三十八条の三第三項の規定により明細書及び必要な図面を提出する場合は、様式第三十七の二によりしなければならない。
- 7| 特許法第三十八条の三第三項の規定により先の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻訳文を提出する場合は、様式第三十二によりしなければならない。
- (明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の手続等)
- 第二十七条の十一 特許法第三十八条の四第二項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項の規定による通知の日から二月とする。
- 2| 特許法第三十八条の四第三項の明細書等補完書は、様式第三十七の三により作成しなければならない。
- 3| 特許庁長官は、特許法第三十八条の四第四項本文の規定によりその特許出願が明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされたときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。
- 4| 前項の規定による通知があつたときは、特許出願人は、同項の規定による通知の日から一月以内に限り、特許庁長官に意見

(新設)

- 書を提出することができる。
- 5 前項の意見書は、様式第三十七の四により作成しなければならない。
- 6 特許法第三十八条の四第四項ただし書の経済産業省令で定める範囲内にあるときは、同項ただし書に規定する優先権の主張の基礎とした出願（以下この条において「優先権主張基礎出願」という。）に完全に記載されているときとする。
- 7 特許法第三十八条の四第四項ただし書の適用を受ける特許出願の出願人は、同条第一項の通知があつたときは、第一項に規定する期間内（同条第九項の規定によりその通知を受けた場合に執るべき手続を執つた場合にあつては、当該特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月以内）に、優先権主張基礎出願の写し（優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあつては、当該優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文）を提出しなければならない。
- 8 前項の規定により優先権主張基礎出願の写し又はその日本語による翻訳文を提出する場合は、様式第二十三によりしなければならない。
- 9 第七項の規定により優先権主張基礎出願の写しを提出すべき者は、当該優先権主張基礎出願の写し若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面の特許庁長官に既に提出済みである場合（第二十七条の四第五項の規定に

より第二十七条の三の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。）又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願若しくは実用新案登録出願である場合に於ては、第七項の規定にかかわらず、当該優先権主張基礎出願の写しの提出を省略することができる。

10| 特許法第三十八条の四第七項の経済産業省令で定める期間は、第三項の規定による通知の日から一月とする。

11| 特許法第三十八条の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げは、様式第三十七の五によりしななければならない。

12| 特許法第三十八条の四第九項において準用する同法第三十八条の二第九項の経済産業省令で定める場合は、同法第三十八条の四第一項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続を特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月を経過した後に執つた場合とする。

(出願審査請求書の様式等)

第三十一条の二 (略)

2~5 (略)

6| 特許法第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の経済産業省令で定める期間は、同条第五項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第一項に規定する期間(同条第七項において準用する場合にあつては、第二項に規定する期間)の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。

7| 特許法第四十八条の三第五項の規定により出願審査の請求を

(出願審査請求書の様式)

第三十一条の二 (略)

2~5 (略)

(新設)

6| 特許法第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する

する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

8| (略)

9| 第七項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(翻訳文の様式等)

第三十八条の二 (略)

2| 特許法第八十四条の四第四項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が国内書面提出期間（同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。）の経過後一年を超えるときは、国内書面提出期間の経過後一年とする。

3・4| (略)

5| 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

6| (略)

(特許管理人の届出をする場合の手續等)

第三十八条の六の二 (略)

場合を含む。次項において同じ。）の規定により出願審査の請求をする場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

7| (略)

8| 第六項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(翻訳文の様式等)

第三十八条の二 (略)

(新設)

2・3| (略)

4| 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

5| (略)

(特許管理人の届出の期間)

第三十八条の六の二 (略)

2| 特許法第八十四条の十一第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。

(新設)

3| 特許法第八十四条の十一第六項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。

(新設)

4| 特許法第八十四条の十一第六項の規定により特許管理人の選任の届出をする場合には、前項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

(新設)

5| 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第八十四条の十一第六項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(新設)

6| 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

(新設)

(特許料の追納による特許権の回復の手續等)

第六十九条の二 特許法第一百十二条の二第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第一百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後一年を超えるときは、その期間の経過後一年とする。

(回復理由書の様式等)

第六十九条の二 (新設)

2| 特許法第百十二条の二第一項の規定により特許料及び割増特許料を追納する場合には、前項に規定する期間内に様式第七十の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3| (略)

4| 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

2| 特許法第百十二条の二第一項の規定により特許料及び割増特許料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第七十の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3| (略)

3| 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四條の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第四條の四、第十一條の二から第十一條の三の三まで、第十三條の二、第十三條の三並びに第十九條の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の三第一項中「十六 再審の請求」とあるのは</p> <p>「十六 再審の請求<br/>十六の二 実用新案法第十四條の二の規定による訂正」と、同条第三項中「六 第十五條第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは</p> <p>「六 第二十三條第一項において準用する特許法施行規則第十五條第二項の規定による物件の受取の手続」と、第十條中「特許法施行令第十條、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一條の三」とあるのは</p> <p>「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第二條第二項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第二條の二第二項」と、「この規則第四條の三、第五條から第七條</p> | <p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四條の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一條の二から第十一條の三の三まで、第十三條の二並びに第十三條の三の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の三第一項中「十六 再審の請求」とあるのは</p> <p>「十六 再審の請求<br/>十六の二 実用新案法第十四條の二の規定による訂正」と、同条第三項中「用新案法第十四條の二の規定による訂正」</p> <p>六 第十五條第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは</p> <p>「六 第二十三條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二 第二十二條第一項及び第二十二條の二第一項の規定による物件の受取の手続」と、第十條中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十條」とあるのは</p> <p>「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第二條第二項」と、「第一條の三」とあるのは「第二條の二第二項」と、「この規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十五條の七第五項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二</p> |

まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第八項、第三十八条の二第四項、第三十八条の六の二第五項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第三項」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項前段、第二十一条の四第二項、第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項（第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項において準用する特許法施行規則第三十八条の二第三項若しくは第二十三条第七項において準用する特許法施行規則第三十八条の十四第四項（第二十三条第七項において準用する特許法施行規則第三十八条の十四第六項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三」とあるのは「実用新案法施行令第二条第二項、特許法等関係手数料令第二条の二第二項」と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2  
13  
(略)

十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項前段、第二十一条の四第二項、第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項（第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項において準用する特許法施行規則第三十八条の二第三項若しくは第二十三条第七項において準用する特許法施行規則第三十八条の十四第四項（第二十三条第七項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行令第十条」とあるのは「実用新案法施行令第二条第二項」と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2  
13  
(略)

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の二第五項及び第六項、第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条、第十一条の二から第十一条の三の三まで、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）の規定は、意匠登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第四条の三第三項中「五 特許法第九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは</p> <p>「五 意匠法第五の二 意匠</p> | <p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二から第十一条の三の三まで、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第四条の三第三項中「五 特許法第九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは</p> <p>「五 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十</p> |

六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一法第六十七条第七項の規定による過誤納の手数料の返還請求項に規定する個別指定手数料の返還請求」と、第八条第二項、

「第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三、第五条から第七條まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第二項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第八項、第三十八条の二第四項、第三十八条の六の二第五項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第三項」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の六第二項」と、、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三、第五条から第七條まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第二項、第二十七條の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、

意匠法第六十七条第七項の規定による過誤納の手数料の返還請求  
一 第一項に規定する個別指定手数料の返還請求」と、第八条第二項、第九条の二、

「第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七條まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第二項若しくは第二項、第二十七條の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八條の二第三項、第三十八條の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の六第二項」と、、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七條まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第二十七條の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、

同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第八項、第三十八条の二第四項、第三十八条の六の二第五項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第三項」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の六第二項」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条

第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の六第二項」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則

第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の第三項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、第二十七条の四第四項中「、同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と、様式第二の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】」の欄は設ける

第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、第二十七条の四第四項中「、同法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と、様式第二の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」とい



国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」と、様式第二十六の備考一中「1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）」「よる」のは「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項及び第六項、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは、「意匠法第六十七条第四項」と、第二十七条の三の三第六項第二号ただし書中「同法第四十三条第七項」とあるのは、「意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項」と読み替えるものとする。

4 5 9 (略)

トで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）」「よる」のは「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは、「意匠法第六十七条第四項」と読み替えるものとする。

4 5 9 (略)

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（願書の様式等）</p> <p>第二条 願書（次項から第八項まで、第十三項及び第十四項の願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9  商標法第六十五条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第二項の規定により更新登録の出願をすることができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。</p> <p>10  商標法第六十五条の三第三項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。</p> <p>11  （略）</p> <p>12  第十項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>13  14  （略）</p> <p>第六条の二（略）</p> | <p>（願書の様式等）</p> <p>第二条 願書（次項から第八項まで、第十二項及び第十三項の願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>9  商標法第六十五条の三第三項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。</p> <p>10  （略）</p> <p>11  第九項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>12  13  （略）</p> <p>第六条の二（略）</p> |

2| 商標法第九条第三項の經濟産業省令で定める期間は、同条第二項に規定する期間の経過後二月とする。

(新設)

3| 商標法第九条第三項の規定により同条第二項に規定する証明書を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

(新設)

(パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続)

(新設)

第七条の二 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項(商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の經濟産業省令で定める期間は、商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項(商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する期間の経過後二月とする。

2| 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項の規定により同条第二項に規定する書類を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

3| 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第八項(商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)

む。)の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項の規定により提出すべき書類を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出することができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から一月(在外者にあつては、二月)とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合、商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項の規定により提出すべき証明書を提出することができなかつた理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)とする。ただし、当該期間の末日が商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。

第十條 (商標権の存続期間の更新登録の申請書の様式等)  
(略)

2 商標法第二十条第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第二項に規定する期間の経過後六月とする。

3 商標法第二十一条第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第二十条第三項の規定により更新登録の申請をすることができるとする期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

4 商標法第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする

第十條 (商標権の存続期間の更新登録の申請書の様式等)  
(新設)  
(略)

(新設)

2 商標法第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする

場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

5| (略)

6| 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4| 商標法第四十一条の二第一項若しくは第七項、第六十五条の七第一項若しくは第二項又は商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料の納付は、法令に別段の定めがある場合を除き、特許印紙をもつてしなければならない。

5| 商標法第四十一条第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項に規定する期間（同条第二項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）の経過後二月とする。

6| 商標法第四十一条の二第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項に規定する期間（同条第二項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）の経過後二月とする。

7| 商標法第六十五条の八第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項又は第二項に規定する期間（同条第三項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）の経過後二月とする。

場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3| (略)

4| 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4| 商標法第四十一条の二第一項若しくは第二項、第六十五条の七第一項若しくは第二項又は商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料の納付は、法令に別段の定めがある場合を除き、特許印紙をもつてなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

8| 商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項又は第六十条の八第四項の規定により登録料を納付する者は、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならぬ。

(新設)

(後期分割登録料等の追納による商標権の回復の手續等)

第十八条の二 商標法第四十一条の三第一項の經濟産業省令で定

(新設)

める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

2| 商標法第四十一条の三第一項の規定により後期分割登録料及び割増登録料を追納する場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならぬ。

3| 前項の回復理由書を提出する場合には、商標法第四十一条の三第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4| 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができ

(既納の登録料の返還の請求の様式)

(既納の登録料の返還の請求の様式)

第十八条の三 (略)

(過誤納の手数料の返還の請求の様式)  
第十八条の四 (略)

(書換登録の申請書の様式等)

第二十条 (略)

2| 商標法附則第三条第三項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。)の経済産業省令で定める期間は、商標法附則第三条第三項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第二項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

3| 商標法附則第三条第三項の規定により書換登録の申請をする場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

4| (略)

5| 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

6| 商標法附則第四条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する承諾を要するときは、これを証明する書面を前項の申請書に添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

第十八条の二 (略)

(過誤納の手数料の返還の請求の様式)  
第十八条の三 (略)

(書換登録の申請書の様式等)

第二十条 (略)

(新設)

2| 商標法附則第三条第三項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定により書換登録の申請をする場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3| (略)

4| 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

5| 商標法附則第四条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する承諾を要するときは、これを証明する書面を前項の申請書に添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

(特許法施行規則等の準用)

第二十二條 特許法施行規則第一章(総則)(第四條の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第四條の四、第十一條、第十一條の二から第十一條の三の三まで、第十二條、第十三條の二、第十三條の三並びに第十九條を除く。)並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)に關する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條)において準用する場合を含む。))に關して準用する場合を含む。

(特許法施行規則等の準用)

第二十二條 特許法施行規則第一章(総則)(第四條の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一條、第十一條の二から第十一條の三の三まで、第十二條、第十三條の二並びに第十三條の三を除く。)並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)に關する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條)において準用する場合を含む。))に關して準用する場合を含む。」及び同法第四十五條

。及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八十条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項又は同法第四十一条の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは「五 商標権の存続期間の更新登録の申請（商標権に係るのは 五の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新 五の三 書換登録の申請 五の四 商標権の存続期間の延長登録の出願）」とあるのは「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」

第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八十条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項（同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 商標権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは「五の二 商標権の存続期間の更新登録の申請（商標権に係る商品及び役務 五の三 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願 五の四 書換登録の申請 五の五 商標権の存続期間の延長登録の出願）」とあるのは「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する

）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において

場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同



二第五項、第三十八條の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第三項」とあるのは「又は商標法施行規則第二條第十一項、第十條第五項、第十八條第三項前段、第十八條の二第三項若しくは第二十條第四項」と、特許法施行規則第十一條の三中「第三十八條の二第八項」とあるのは「商標法第五條の二第五項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項

の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第二項」とあるのは「又は商標法施行規則第二條第十項、第十條第三項、第十八條第三項前段、第二十條第三項若しくは第四項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三

及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三條第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項

十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三條第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）







、大符号、中符号、句読点、句点のよう<sup>ニ</sup>に記載する。」と読み替えるものとする。

2～9 (略)

(モデル国際様式)

第二十三条 手続は、この省令で定める様式のほか、商標法条約に基づく規則又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることができる。

2～9 (略)

(商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式)

第二十三条 手続は、この省令で定める様式のほか、商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることができる。

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（申請書の様式）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 仮専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十一により作成しなければならない。</p> <p>7 質権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十二により作成しなければならない。</p> <p>8 信託の登録を申請するときは、申請書は、様式第十三により作成しなければならない。</p> <p>（登録の申請の例外）</p> <p>第十条の四 登録は、次に掲げる場合に応じ、申請書に添付される特許登録令第二十九条第一項第一号に掲げる書面が当該各号に定めるものであるときは、同令第十八条の規定にかかわらず、登録権利者又は登録義務者だけで申請することができる。</p> <p>一 特許権の移転に該当する場合 次に掲げるもの</p> <p>イ 特許権の移転を証明する契約書の謄本又は抄本であつて、<u>認証のあるもの</u></p> <p>ロ 特許法条約に基づく規則20(1)に規定するモデル国際様式によつて作成された譲渡証明書又は譲渡文書</p> <p>二 専用実施権の設定、移転、変更又は消滅に該当する場合<br/>専用実施権の設定、移転、変更又は消滅を証明する契約書の</p> | <p>（申請書の様式）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 仮専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十の二により作成しなければならない。</p> <p>7 質権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十一により作成しなければならない。</p> <p>8 信託の登録を申請するときは、申請書は、様式第十一の二により作成しなければならない。</p> <p>（新設）</p> |

謄本又は抄本であつて、認証のあるもの

三 仮専用実施権の設定、移転、変更又は消滅に該当する場合  
仮専用実施権の設定、移転、変更又は消滅を証明する契約  
書の謄本又は抄本であつて、認証のあるもの

四 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変  
更又は消滅に該当する場合 特許権又は専用実施権を目的と  
する質権の設定、移転、変更又は消滅を証明する契約書の謄  
本又は抄本であつて、認証のあるもの

(申請の取下げ)

第十条の五 申請の取下げは、様式第十四によりしなければなら  
ない。

2 申請の取下げは、登録完了後は、することができない。

3 特許庁長官は、申請の取下げがされたときは、申請書及びそ  
の添付書面を還付するものとする。

(期間の延長の請求の様式等)

第十三条 特許登録令第三十条第二項又は第三項の規定による期  
間の延長の請求は、様式第十五によりしなければならぬ。

2 特許登録令第三十条第三項の経済産業省令で定める期間は、  
同条第一項の規定により特許庁長官が指定した期間の末日(当  
該期間の末日が特許法第三条第二項の規定の適用を受けるとき  
にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における  
当該期間の末日)の翌日から二月とする。

(手続補正書の提出期間)

(新設)

(新設)

第十三条の二 特許登録令第三十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、同項の規定による命令の日から二月とする。

(新設)

(手続補正書の様式)

第十三条の三 手続の補正は、様式第十六によりしなければならない。

(新設)

(弁明書の様式等)

第十三条の四 特許登録令第三十八条第四項の弁明を記載した書面の提出は、同項の規定による通知の日から二月以内に行わなければならない。

(弁明書の様式)  
第十三条 (新設)

2 前項の弁明を記載した書面は、様式第十七により作成しなければならない。

特許登録令第三十八条第二項の弁明を記載した書面は、様式第十二により作成しなければならない。

(代理権の証明)

(代理権の証明)

第十三条の五 (略)

第十三条の二 (略)

(包括委任状)

(包括委任状)

第十三条の六 (略)

第十三条の三 (略)

2 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七」とあるのは「様式第十八」と読み替えるものとする。

2 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七」とあるのは「様式第十三」と読み替えるものとする。

(モデル国際様式)

第十三条の七 手続は、この省令で定める様式のほか、特許法条

(新設)

約に基づく規則20(1)に規定するモデル国際様式によりすること

が  
び  
ん  
。

○実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）、第十条の三、第十条の四（第一号ロを除く。）及び第十条の五から第十三条の六まで（申請の手續）の規定は、実用新案に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>4（略）</p> | <p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手續）の規定は、実用新案に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>4（略）</p> |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（特許登録令施行規則の準用）<br/>           第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）、第十条の三、第十条の四（第一号口を除く。）及び第十条の五から第十三条の六まで（申請の手続）の規定は、意匠に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>4（略）</p> | <p>（特許登録令施行規則の準用）<br/>           第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手続）の規定は、意匠に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>4（略）</p> |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（特許登録令施行規則の準用）<br/>           第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の六まで（申請の手続）の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十二の備考第1中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録に基づく商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権者の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第一項」と、同規則第十条の四第一号ロ中「特許法条約に基づく規則20(1)に規定するモデル国際様式」とあるのは「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式」と、同条第二号中「専用実施権」とあるのは「専用使用権又は通常使用権」と、同条第四号中「又は専用実施権」とあるのは「専用使用権又は通常使用権」と、同規則様式第十八の備考第</p> | <p>（特許登録令施行規則の準用）<br/>           第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手続）の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十一の備考第1中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録に基づく商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権者の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第一項」と、同規則様式第十三の備考第1中「専用実施権者」とあるのは「専用使用権者」、「通常使用権者」と読み替えるものとする。</p> |

1中「専用実施権者」とあるのは「専用使用権者」、  
通常使用権者」と読み替えるものとする。

4  
(略)

(モデル国際様式)

第十八条 登録の申請の手続は、この省令で定める様式のほか、  
商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式又は商標法に  
関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式  
によりすることができる。

4  
(略)

(商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式)

第十八条 登録の申請の手続は、この省令で定める様式のほか、  
商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりするこ  
とができる。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（包括委任状の提出等）<br/>           第六条の三（略）</p> <p>2 前項の規定により包括委任状を提出した者は、その写しを願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付して第五条に規定する書面による証明に代えることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第六条の四 手続をする際の第五条の規定による証明については、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第六条第一項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面を援用してすることができる。</p> <p>2 前項の援用は、同項の書面の写しを願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付することによりしななければならない。</p> <p>（願書の記載事項）<br/>           第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> | <p>（包括委任状の提出等）<br/>           第六条の三（略）</p> <p>2 前項の規定により包括委任状を提出した者は、その謄本を願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付して第五条に規定する書面による証明に代えることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（願書の記載事項）<br/>           第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> |

六 出願人が選択する国際調査機関に対し、国際調査を行うに当たり、他の国際出願に係る国際調査、国内出願に係る条約第十五条(5)(a)に規定する国際型調査（以下「国際型調査」という。）又は国内出願に係る調査（第二十一条の二において「先の調査」と総称する。）の結果を考慮することを希望する者は、その旨及び当該国際出願又は国内出願のされた国名、出願年月日及び出願番号並びに国際型調査を請求した国内出願の場合にあつては当該国際型調査の請求の年月日及び請求の番号

七 (略)

(先の調査の結果の提出等)

第二十一条の二 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、当該国際出願の願書に、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨又は異なる言語で出願されたことを除き国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨の陳述
- 二 出願人が選択する国際調査機関が当該国際調査機関が認める形式及び方法で次に掲げる書面を入手可能であるため、当該出願人が当該国際調査機関に当該書面を提出することを要求されない旨
- イ 先の調査の結果の写し
- ロ 先の調査の結果に係る出願の写し
- ハ 当該国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に

六 出願人がした他の出願であつてその国際出願に係る発明と関連する発明についての国際出願又は国内出願（特許出願若しくは実用新案登録出願又は条約第十五条(5)(a)に規定する国際型調査（以下「国際型調査」という。）を請求したものに限る。）があるときは、当該国際出願又は国内出願のされた国名、出願年月日及び出願番号並びに国際型調査を請求した国内出願の場合にあつては当該国際型調査の請求の年月日及び請求の番号

七 (略)

(新設)

係る出願の翻訳文

二 当該国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文

ホ 先の調査の結果に列記された文献の写し

2| 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、先の調査が出願人が選択する国際調査機関と同一の機関によつて行われた場合、前項の規定により国際出願の願書に同項第二号の事項（同号イに掲げる書面に係るものに限る。）が記載された場合及び次項の規定による請求を行う場合を除き、国際出願の願書に先の調査の結果の写しを添付しなければならない。

3| 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、特許庁が先の調査を行った場合であつて、出願人が選択する国際調査機関が特許庁以外の条約に規定する国際調査機関であるときにあつては、特許庁長官に対し、先の調査の結果の写し、当該先の調査の結果に係る出願の写し及び当該先の調査の結果に列記された文献の写し（次項において「先の調査の結果の写し等」という。）を当該国際調査機関に送付するよう請求することができる。

4| 前項の規定による請求をする者は、先の調査の結果の写し等の送付を請求する旨を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該先の調査の結果の写し等の送付を請求するための書類の提出を求めることができる。

5| 第三項の規定による請求は、願書によりしなければならない。

(国際調査を要しない国際出願の内容)

第四十二条 法第八条第二項第一号の国際調査を要しないものとして経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(削る)

三・四 (略)

(手数料の一部返還)

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を出願人の請求により返還する。

一 法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合 二万八千円(産業競争力強化法第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち九千三百三十円)

二 法第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合 六万二千円

(国際調査を要しない国際出願の内容)

第四十二条 法第八条第二項第一号の国際調査を要しないものとして経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 人の身体の手術又は治療による処置方法及び診断方法

四・五 (略)

(手数料の一部返還)

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)のうち二万八千円(産業競争力強化法第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち九千三百三十円)を出願人の請求により返還する。

(新設)

(新設)

2 前項の規定は、国際出願の願書に特許出願又は実用新案登録出願に係る第十五条第六号の事項が記載されている場合（当該特許出願又は当該実用新案登録出願の出願人が当該国際出願の出願人と同一である場合に限る。）において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するために当該特許出願の審査又は当該実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価の結果の相当部分を利用することができる場合に準用する。

（国際予備審査請求書の不備の事由）

第六十三条 法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二（略）

三 法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七条第一項から第三項までの規定（法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反していること。

四・五（略）

2 （略）

（国際出願等の規定の準用）

第七十条 （略）

2 第三十一条の規定は、法第十一条の規定による補正及びび令第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正（法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により

2 前項の規定は、国際出願の願書に特許出願又は実用新案登録出願に係る第十五条第六号の事項が記載されている場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するために当該特許出願の審査又は当該実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価の結果の相当部分を利用することができる場合に準用する。

（国際予備審査請求書の不備の事由）

第六十三条 法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二（略）

三 法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法第七条第一項から第三項までの規定（法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反していること。

四・五（略）

2 （略）

（国際出願等の規定の準用）

第七十条 （略）

2 第三十一条の規定は、法第十一条の規定による補正及びび令第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正に準用する。

納付すべき手数料の納付の補正を除く。)に準用する。

3 | 第三十一条の二第二項の規定は、令第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正(法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。)に準用する。

4 | 5 | 6 | (略)

(国際出願手数料の金額)

第七十九条 令第二条第三項の特許協力条約に基づく規則第十五規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額は、第一号に定めるところにより算定した金額とする。ただし、第二号に該当する場合には、当該第一号に定めるところにより算定した金額から第二号に定める金額を減額をした金額とする。

一 国際出願に係る書類の用紙の数(次号に掲げる場合にあっては、特例法施行規則第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。)が三十枚以内の場合にあつては、千三百三十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあっては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数(第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願(次号に掲げる場合であつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出す

(新設)

3 | 5 | (略)

(国際出願手数料の金額)

第七十九条 令第二条第三項の特許協力条約に基づく規則第十五規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額は、第一号に定めるところにより算定した金額とする。ただし、第二号に該当する場合には、当該第一号に定めるところにより算定した金額から第二号に定める金額を減額をした金額とする。

一 国際出願に係る書類の用紙の数(次号に掲げる場合にあっては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。))第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。)が三十枚以内の場合にあつては、千三百三十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあっては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数(第五十条の三第一項の規定による配列表を

るものに限る。)にあつては、当該配列表の用紙の数を除く。  
( )を乗じて得た金額を加算した金額

二 (略)

(手数料)

第八十二条 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

|          |          |          |                                       |           |
|----------|----------|----------|---------------------------------------|-----------|
| 2<br>(略) | 三<br>(略) | 一<br>(略) | 納付しなければならない者                          | 金額        |
|          |          | 二<br>(略) | 第二十一条の二第三項の規定による先の調査の結果の写し等の送付を請求をする者 | 一件につき千七百円 |

含む国際出願(次号に掲げる場合であつて、当該配列表を特  
例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出するもの  
に限る。)にあつては、当該配列表の用紙の数を除く。)を  
乗じて得た金額を加算した金額

二 (略)

(手数料)

第八十二条 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

|          |          |          |              |    |
|----------|----------|----------|--------------|----|
| 2<br>(略) | 二<br>(略) | 一<br>(略) | 納付しなければならない者 | 金額 |
|          |          |          |              |    |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（氏名変更届等の様式等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2  前項の届出であつて氏名若しくは名称の変更及び住所若しくは居所の変更に係るものは、一の書面であることができる。</p> <p>3  第一項の届出（代理人に係るものを除く。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>4  （略）</p> <p>（包括委任状）</p> <p>第六条 特定手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八條第四項、第十二條第三項又は第十八條第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。））、第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。））、特許法第十七條第一項若しくは第三項（法</p> | <p>（氏名変更届等の様式等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2  前項の届出（代理人に係るものを除く。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>3  （略）</p> <p>（包括委任状）</p> <p>第六条 特定手続（第十条第五号、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八條第四項、第十二條第三項又は第十八條第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。））、第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。））、特許法第十七條第一項若しくは第三項（法第四十一條第</p> |

第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の二十四又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九條第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四條の三（第五條の二第二項、実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前條第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則、特許法条約に基づく規則20

二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の二十四又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九條第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四條の三（第五條の二第二項、実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前條第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2 包括委任状の提出は、様式第六によりなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によ

(1)又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることもできる。

3・4 (略)

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。

一 特許出願(特許法第三十八条の三第一項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願を除く。)

二〇五 (略)

五の二 国際出願等に係る手続であつて、次に掲げるもの(国際出願法第三条第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願に係る手続を除く。)

イ 国際出願法第八条第四項又は同法第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料の納付書の提出

ロ 国際出願法第十条の規定による国際予備審査の請求書の提出

ハ 国際出願法第十二条第三項の命令に基づく請求の範囲の減縮書の提出

ニ 国際出願法第十三条の規定による答弁書の提出

ホ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号。以下「国際出願法施行

りすることができ。

3・4 (略)

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。

一 特許出願

二〇五 (略)

(新設)

- 令」という。) 第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正(国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。)又は国際出願法施行規則第三十一条の二第一項に掲げる手数料の納付の補正
- へ) 国際出願法施行規則第九条の規定による氏名変更等の届出(印鑑を変更する場合を除く。)
- ト) 国際出願法施行規則第十条の規定による名義変更の届出(譲渡証書その他の書面の提出が求められている場合を除く。)
- チ) 国際出願法施行規則第四十四条の規定による追加手数料異議の申立てに係る陳述書の提出
- リ) 国際出願法施行規則第七十八条の規定による手数料の納付書の提出
- 六 (略)
- 七 特許法第三十六条の二第二項、第四項又は第六項の規定による翻訳文の提出
- 八 三十八 (略)
- 三十九 特許法第五条第一項(実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は特許法第五条第三項(実用新案法第二条の五第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による期間(特許法第三十九条

- 六 (略)
- 七 特許法第三十六条の二第二項又は第四項の規定による翻訳文の提出
- 八 三十八 (略)
- 三十九 特許法第五条第一項(実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による期間(特許法第三十九条第六項(同法第三十四条第七項(実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、意匠法第九条第四項若しく

第六項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、意匠法第九条第四項若しくは商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

四十 特許法第百八条第三項、実用新案法第三十二条第三項、意匠法第四十三条第三項又は商標法第四十一条第二項、同法第四十一条の二第二項若しくは同法第六十五条の八第三項の規定による期間の延長の請求

四十一・四十二 （略）

四十三 法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付の申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びビ）に掲げる手続に係るものに限る。）に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第一百七条第一項に規定する特許料若しくは第百十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割

は商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

四十 特許法第百八条第三項、実用新案法第三十二条第三項、意匠法第四十三条第三項又は商標法第四十一条第二項（同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十五条の八第三項の規定による期間の延長の請求

四十一・四十二 （略）

四十三 法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付の申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第一百七条第一項に規定する特許料若しくは第百十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録

増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料(第四十一条の九の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。)の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。 )の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出(第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。 )

四十四～六十一 (略)

六十二 特許法施行規則第二十五条の七第六項、第二十七条の四の二第四項(同条第七項(実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。 )及び実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。 )、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項(実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。 )、第三十八条の六の二第四項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。 )又は第三十八条の十第四第三項(同条第六項(実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。 )及び実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。 )の規定による回復理由書の提出

六十三 商標法施行規則第六条の二第三項、第七条の二第二項又は第十八条第八項の規定による期間延長請求書の提出

(物件の提出)

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出

料(第四十一条の九の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。)の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。 )の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出(第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。 )

四十四～六十一 (略)

(新設)

(新設)

(物件の提出)

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出

すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 特許法施行規則第二十五条の七第七項、第二十七条の四の二第五項 (同条第七項 (実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。)) 及び実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第八項、第三十八条の二第四項 (実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。))、第三十八條の六の二第五項 (実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。)) 又は第三十八条の十四第四項 (同条第六項 (実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。)) 及び実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。の規定により提出すべき正当な理由があることを証明する書面

九〇五 (略)

十六 商標法施行規則第二十条第六項の規定により提出すべき承諾を証明する書面

一七〇十九 (略)

二十 国際出願法施行規則第二十一条の二第四項の規定により提出すべき先の調査の結果の写し等の送付を請求する旨を記載した書面

二十一 国際出願法施行規則第二十八条の三第三項の規定により提出すべき回復理由書又は同条第四項の規定により提出すべき回復理由があることを証明する書面 (同条第二項の規定

すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(新設)

八〇十四 (略)

十五 商標法施行規則第二十条第五項の規定により提出すべき承諾を証明する書面

一六〇十八 (略)

(新設)

(新設)

により願書において優先権の回復をする場合に限る。)

2 前項第一号から第十一号まで及び第十三号から第十八号までに掲げる物件を提出する場合は、様式第三十二により、同項第十二号に掲げる物件を提出する場合は、特許法施行規則様式第二十二によりしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第四号、第六号、第十二号及び第十八号から第二十一号までに掲げる物件であつて、国際出願に係るものを提出する場合は、様式第三十二の二によりしなければならない。

4 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 特許法第十八条の二第一項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による第三十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる特許料等の納付の申出(法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五

2 前項第一号から第十号まで及び第十二号から第十七号までに掲げる物件を提出する場合は、様式第三十二により、同項第十一号に掲げる物件を提出する場合は、特許法施行規則様式第二十二によりしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第四号、第六号、第十一号、第十七号又は第十八号に掲げる物件であつて、国際出願に係るものを提出する場合は、様式第三十二の二によりしなければならない。

4 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 特許法第十八条の二第一項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる特許料等の納付の申出(法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二

条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）及び第一号イからタまでに規定する手続の却下の処分

四〇九（略）

（特定通知等の指定）

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。  
（若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。））において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。））の規定による見込額からの納付の申出

第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）及び第一号イからタまでに規定する手続の却下の処分

四〇九（略）

（特定通知等の指定）

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。  
（若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。））において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。））の規定による見込額からの納付の申出及び法

及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三・四 （略）

五 特許法第三十六条の二第三項の規定による通知

六 特許法第三十八条の四第一項の規定による通知

七 特許法第三十八条の四第四項本文の規定によりその特許出願を明細書等補完書を提出した時にしたものとみなした旨の特許法施行規則第二十七条の十一第三項の規定による通知

八 （略）

九 特許法第四十三条第六項（実用新案法第十一条第一項にお

第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三・四 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

五 （略）

（新設）

いて準用する場合を含む。)の規定による通知  
十ノ三十 (略)

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第十一号まで及び第十三号から第十八号までに掲げる物件(第十九条第三項に規定する場合を除く。)については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十二号に掲げる物件(第十九条第三項に規定する場合を除く。)については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第二十九条の二 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X〇二〇八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により磁気ディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず、第十九条第一項第十二号に掲げる磁気ディスクを添付することを要しない。

六ノ二十六 (略)

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第十号まで及び第十二号から第十七号までに掲げる物件(第十九条第三項に規定する場合を除く。)については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十一号に掲げる物件(第十九条第三項に規定する場合を除く。)については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第二十九条の二 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X〇二〇八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により磁気ディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず、第十九条第一項第十一号に掲げる磁気ディスクを添付することを要しない。

(書面の提出による手続の指定)

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(手数料(国際出願等に係る手数料を除く。))の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで、第五十二号(手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。)、第六十二号及び第六十三号に掲げる特定手続(以下「指定特定手続」という。)とする。

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十三号及び第三十六号から第三十八号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第二十九号から第三十一号まで及び第四十号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一〇三 (略)

四 特許法第三十八条の二第四項本文の規定による手続補完書の提出

五 特許法第三十八条の三第一項の規定による先の特許出願を

(書面の提出による手続の指定)

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(手数料(国際出願等に係る手数料を除く。))の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで及び第五十二号(手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。)に掲げる特定手続(以下「指定特定手続」という。)とする。

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十二号、第二十三号、第二十八号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十四号から第二十六号まで及び第三十五号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

参照すべき旨を主張する方法による特許出願

六 特許法第三十八条の三第三項の規定による明細書及び必要な図面の提出

七 特許法第三十八条の四第三項の規定による明細書等補完書の提出

八 八十六(略)

十七 特許法施行規則第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻訳文の提出

十八 十八二十九(略)

三十 商標法第四十一条の二第一項又は第七項の登録料(第七項にあつては、商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料に限る。)の納付の申出

三十一 三十二(略)

三十三 拒絶査定等に対する審判に係る手続(第一号、第二号及び第三十二号に掲げる手続並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を除く。)

三十四 三十五(略)

三十六 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条

第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む

。第三十七号において同じ。)若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十七号において同じ。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用す

(新設)

(新設)

四十二(略)

(新設)

十三 十三二十四(略)

二十五 商標法第四十一条の二第一項又は第二項の登録料(第二項にあつては、商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料に限る。)の納付の申出

二十六 二十七(略)

二十八 拒絶査定等に対する審判に係る手続(第一号、第二号及び第二十七号に掲げる手続並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を除く。)

二十九 三十(略)

三十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条

第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む

。第三十二号において同じ。)若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十二号において同じ。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用す

る場合を含む。第三十七号において同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第二項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十七号において同じ。）の規定による第一号から第三十四号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

三十七 (略)

三十八 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項又は法第十五条の二第二項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項又は法第十五条の二第二項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十四号まで、第三十五号（国際出願に係る物件の提出を除

る場合を含む。第三十二号において同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第二項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十二号において同じ。）の規定による第一号から第二十九号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

三十二 (略)

三十三 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項又は法第十五条の二第二項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項又は法第十五条の二第二項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第二十九号まで、第三十号（国際出願に係る物件の提出を除

く。)、第三十六号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は特許法第百三十三条の二第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

三十九〜四十一 (略)

(見込額の予納に係る手続の指定)

第三十八条の二 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)、の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第五号まで、第五号の二(イ、ロ、ホ及びビ)に掲げる手続に係るものに限る。)、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで又は第六十三号に掲げる特定手続とする。

(口座振替による納付に係る手続の指定)

第三十九条の四 口座振替により特許料等又は手数料の納付の申出をすることができる手続は、第十条第一号から第五号まで、

。)、第三十一号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は特許法第百三十三条の二第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

三十四〜三十六 (略)

(見込額の予納に係る手続の指定)

第三十八条の二 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)、の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第五号(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受ける場合を除く。)、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号又は第五十四号から第五十八号までに掲げる特定手続とする。

(口座振替による納付に係る手続の指定)

第三十九条の四 口座振替により特許料等又は手数料の納付の申出をすることができる手続は、第十条第一号から第五号まで、

第五号の二（イ、ロ、ホ及びリに掲げる手続に係るものに限る。）  
第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで又は第六十三号に掲げる特定手続とする。

（見込額からの納付又は口座振替による納付の申出の様式等）

第四十条 法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

一 一六（略）

七 登録料の納付の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第七項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出 様式第二十五

八（略）

2 2 4（略）

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の八（略）

2 商標法第四十一条の二第一項若しくは第七項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、

第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号又は第五十四号から第五十八号までに掲げる特定手続とする。

（見込額からの納付又は口座振替による納付の申出の様式等）

第四十条 法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

一 一六（略）

七 登録料の納付の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第二項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出 様式第二十五

八（略）

2 2 4（略）

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の八（略）

2 商標法第四十一条の二第一項若しくは第二項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、

同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料は、現金手続省令第一条第二項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

|   |     |   |
|---|-----|---|
| 一 | (略) | 第二十三条の四第三号、第四号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号、第二十五号及び第二十六号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合を除く） |
|---|-----|---|

同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料は、現金手続省令第一条第二項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

|   |     |  |
|---|-----|--|
| 一 | (略) | 第二十三条の四第三号から第六号まで、第八号、第十号、第十一号、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合を除く） |
|---|-----|--|

|                            |   |     |
|----------------------------|---|-----|
| 三                          | 二   |     |
| (略)                        | (略)   |     |
| (略)                        | (略)   |     |
| 第二十三条の<br>四第三号、第<br>四号、第八号 | 第二十三条の<br>四第三号、第<br>四号、第八号<br>、第十号、第<br>十二号、第十<br>四号、第十五<br>号及び第二十<br>四号から第二<br>十八号までに<br>掲げる通知又<br>は命令（平成<br>十二年一月一<br>日以後に請求<br>された拒絶査<br>定不服審判を<br>請求した事件<br>が特許庁に係<br>属している場<br>合にするもの<br>を除く。） | く。） |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
| 三                          | 二   |  |
| (略)                        | (略)   |  |
| (略)                        | (略)   |  |
| 第二十三条の<br>四第三号から<br>第五号まで、 | 第二十三条の<br>四第三号から<br>第六号まで、<br>第八号、第十<br>号、第十一号<br>及び第二十号<br>から第二十四<br>号までに掲げ<br>る通知又は命<br>令（平成十二<br>年一月一日以<br>後に請求され<br>た拒絶査定不<br>服審判を請求<br>した事件が特<br>許庁に係属し<br>ている場合に<br>するものを除<br>く。） |  |

|  |  |
|--|--|
| 四  |  |
| (略)  |  |
| (略)  |  |
| <p>第二十三條の<br/>四第三号、第<br/>四号、第八号<br/>、第十二号、<br/>第十四号、第<br/>十六号、第二<br/>十五号及び第<br/>二十六号に掲</p> | <p>、第十二号、<br/>第十四号、第<br/>十六号、第二<br/>十五号及び第<br/>二十六号に掲<br/>げる通知又は<br/>命令（平成十<br/>二年一月一日<br/>以後に拒絶査<br/>定不服審判又<br/>は補正却下決<br/>定不服審判を<br/>請求した事件<br/>が特許庁に係<br/>属している場<br/>合にするもの<br/>を除く。）</p> |
| 四  |  |
| (略)  |  |
| (略)  |  |
| <p>第二十三條の<br/>四第三号から<br/>第五号まで、<br/>第八号、第十<br/>号、第十二号<br/>、第二十一号<br/>及び第二十二<br/>号に掲げる通</p> | <p>第八号、第十<br/>号、第十二号<br/>、第二十一号<br/>及び第二十二<br/>号に掲げる通<br/>知又は命令（<br/>平成十二年一<br/>月一日以後に<br/>拒絶査定不服<br/>審判又は補正<br/>却下決定不服<br/>審判を請求し<br/>た事件が特許<br/>庁に係属して<br/>いる場合にす<br/>るものを除く<br/>。）</p>    |

げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）

知又は命令（平成十二年一月一日以後に商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）

|  |  |
|--|--|
| 六  | 五  |
| (略)  | (略)  |
| (略)  | (略)  |
| <p>第二十三條の<br/>四第三号、第<br/>四号、第八号<br/>、第十二号、<br/>第十四号、第<br/>十六号から第<br/>二十三号まで<br/>、第二十五号</p> | <p>第二十三條の<br/>四第一号から<br/>第四号まで、<br/>第八号、第十<br/>二号、第十四<br/>号、第十六号<br/>、第二十五号<br/>及び第二十六<br/>号に掲げる通<br/>知又は命令（<br/>拒絶査定等に<br/>対する審判を<br/>請求した事件<br/>が特許庁に係<br/>属している場<br/>合にするもの<br/>を除く。）</p> |
| 六  | 五  |
| (略)  | (略)  |
| (略)  | (略)  |
| <p>第二十三條の<br/>四第三号から<br/>第五号まで、<br/>第八号、第十<br/>号、第十二号<br/>から第十九号<br/>まで、第二十<br/>一号及び第二</p> | <p>第二十三條の<br/>四第一号から<br/>第五号まで、<br/>第八号、第十<br/>号、第十二号<br/>、第二十一号<br/>及び第二十二<br/>号に掲げる通<br/>知又は命令（<br/>拒絶査定等に<br/>対する審判を<br/>請求した事件<br/>が特許庁に係<br/>属している場<br/>合にするもの<br/>を除く。）</p>            |



○工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第七項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料の納付は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。</p> <p>（識別番号の付与）</p> <p>第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十一条に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号</p> | <p>（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第二項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料の納付は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。</p> <p>（識別番号の付与）</p> <p>第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十一条に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号</p> |

までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、特例法第四十条第一項に規定する手数料(特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料(以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。))を現金により納付しようとする者(その者の代理人を含む。以下「納付者」という。))が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしななければならない。

2・3 (略)

までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、特例法第四十条第一項に規定する手数料(特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料(以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。))を現金により納付しようとする者(その者の代理人を含む。以下「納付者」という。))が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしななければならない。

2・3 (略)

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>（登録又は登録の抹消若しくは回復の申請）<br/>第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第三十条（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）<u>第一項の規定による書面の提出又は特許登録令第三十条第二項若しくは第三項の規定による期間の延長の請求</u></p> <p>五 <u>第一号から第三号までに掲げる登録の申請の補正</u></p> | <p>（登録又は登録の抹消若しくは回復の申請）<br/>第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第三十条（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）<u>の規定による書面の提出</u></p> <p>（新設）</p> |